

UIF01-04

# IAJapan の権利及び義務

(第 4 版)

2026 年 4 月 1 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
適合性評価推進センター認定センター

## 目次

1. はじめに .....	3
2. IAJapan の権利 .....	3
2. 1 法的拘束力のある取決めの不履行に伴う処分の行使【ISO/IEC 17011:2017 4.2】 .....	3
2. 2 不正等があった場合の処分の行使【ISO/IEC 17011:2017 7.2.4, 7.11.2】 .....	3
2. 3 認定機関ロゴの法的保護 .....	3
3. IAJapan の義務.....	3
3. 1 認定の合意【ISO/IEC 17011:2017 4.2, 7】 .....	3
3. 2 公平性の確保【ISO/IEC 17011:2017 4.4】 .....	4
3. 3 認定のプロセス【ISO/IEC 17011:2017 7】 .....	4
3. 4 苦情及び異議申立て【ISO/IEC 17011:2017 7.12, 7.13】 .....	5
3. 5 機密情報【ISO/IEC 17011:2017 8.1】 .....	5
3. 6 情報の公開【ISO/IEC 17011:2017 8.2】 .....	5
3. 7 越境認定に係る方針 .....	6
3. 8 グローバル認定協力機構 及び APAC のルールに対する遵守 .....	6
附則 .....	6

## IAJapan の権利及び義務

### 1. はじめに

Global Accreditation Cooperation Incorporated(グローバル認定協力機構)及びAPAC(アジア太平洋認定協力機構)に加盟する独立行政法人製品評価技術基盤機構適合性評価推進センター認定センター(以下「IAJapan」という。)は、試験所・校正機関、製品認証機関等の適合性評価機関の認定業務を運営するに当たって、認定機関に対する要求事項であるISO/IEC 17011:2017を満足する必要がある。

本文書は、ISO/IEC 17011:2017に基づき、IAJapanの有する権利及び義務を明確にするために定めるものである。

### 2. IAJapan の権利

#### 2. 1 法的拘束力のある取決めの不履行に伴う処分の行使【ISO/IEC 17011:2017 4.2】

IAJapanは、適切な認定制度の運営と、適合性評価機関が認定の要求事項に適合することを確実にするために、「認定に関する約款」により合意された事項について、適合性評価機関による不履行があった場合は、適時適切な処分を行うことができる。

#### 2. 2 不正等があった場合の処分の行使【ISO/IEC 17011:2017 7.2.4, 7.11.2】

IAJapanは、認定プロセスにおいて、適合性評価機関の不正行為の証拠がある場合、意図的な虚偽の情報が提出された場合、若しくは情報の隠蔽があった場合には、申請の却下、認定プロセスの終了又は認定の取消しのプロセスを開始することができる。

#### 2. 3 認定機関ロゴの法的保護

IAJapanは認定機関として、自身を識別するための認定機関ロゴを規定し、これを保護するために国内商標登録及び国際登録をしており、IAJapan以外によるこのロゴの不正使用が発見された場合においては、法的措置を講じることを含めて対処する。

### 3. IAJapan の義務

#### 3. 1 認定の合意【ISO/IEC 17011:2017 4.2, 7】

IAJapanは、適切な認定制度を運営し、かつ適合性評価機関が認定の要求事項に適合することを確実にするため、以下を含む別に定める「認定に関する約款」に適合性評価機関が同意することを確実にする。詳細については、各認定プログラムの「一般要求事項」、「取得と維持のための手引き」による。

- (1) 認定を取得しようとする範囲、又は認定が授与されている範囲に関して認定の要求事項を継続的に満たす事を約束し、満たしていることの証拠を提出することを約束する。これには、認定の要求事項の変更に適応することへの同意が含まれる。
- (2) 認定の要求事項を満たしていることを認定機関が確認できるように必要な協力を行う。
- (3) 認定の要求事項を満たしていることを確認するために必要な、適合性評価機関の要員、場所、設備、情報、文書及び記録へのアクセスを提供する。
- (4) 認定機関から要請された場合に、適合性評価活動への立会いを手配する、
- (5) 該当する場合、適合性評価機関が顧客の事業地で適合性評価活動を実施する際に、要求があれば、顧客が認定機関の審査チームに対して適合性評価機関のパフォーマンスを評価するために同行することを約束する、法的拘束力のある取決めを顧客との間に結ぶ。
- (6) 認定が授与されている範囲に関してだけ認定を主張する。
- (7) 認定シンボルの使用に関して認定機関の方針に従うことを約束する。
- (8) 認定機関の信用が失われる様な方法で認定を利用しない。

- (9) 以下を含む、適合性評価機関の認定に関わる重大な変更を遅滞なく認定機関に通知する。
- (a) 法律上、商業上、所有権上又は組織上の位置付け
  - (b) 組織、トップマネジメント又はラボラトリマネジメント並びに主要な要員
  - (c) 資源及び場所(バーチャルサイトを含む)
  - (d) 認定範囲
  - (e) 認定の要求事項を満たす適合性評価機関の能力に影響する可能性があるその他の事項
- (10) 認定機関が定めた手数料を支払う。
- (11) 認定機関から照会された、適合性評価機関への認定に関するあらゆる苦情の調査及び解決に協力する。

### 3. 2 公平性の確保【ISO/IEC 17011:2017 4.4】

IAJapan は、「IAJapan 公平性の確保に関する方針」に基づいた認定活動を行うことにより、その認定活動の公平性に責任を負い、公平性を損なう商業的、財務的又はその他の圧力を容認しない。また、公平性に影響を与えるような、認定の対象となる適合性評価活動やコンサルタント活動等のサービスの申し出及び、提供をしない。

公平性の確保のため、IAJapan は、認定プロセスに影響を与える可能性のある IAJapan 職員、IAJapan に登録された審査員、技術専門家及び各種委員会委員等(以下「要員」という。)に、①客観性を持った行動を行うこと、②公平性を損なうおそれのある圧力を回避すること、③利害抵触が起こりうる場合はいつでもその開示をすること、を求める。

また、利害関係者が効果的に関与できる機会を提供するとともに、利害関係者の関与において、単一の利害関係者が支配力を持つことなく、均衡のとれた代表構成となることを確保する。

IAJapan は公平性に対するリスクを継続的に特定し、容認できないリスクが特定された場合、そのリスクが容認できるレベルまで低減できない場合は、認定サービスを提供しない。

IAJapan の認定のプロセス及び手順は差別的ではなく、認定サービスの提供を受けるに当たって特定の条件を設けない。

### 3. 3 認定のプロセス【ISO/IEC 17011:2017 7】

- (1) IAJapan は、予備訪問を実施しない。
- (2) IAJapan が必要と認めて行う審査(認定審査、再認定審査、サーベイランス審査、臨時審査を含む。以下、「認定審査等」という。)を実施する際には、一般的に相当と思われる期間をもって適合性評価機関に予告する。ただし、利害関係者からの適合性評価機関に対する苦情、認定要求事項の変更にかかる検証又は適合性評価機関の認定シンボルを用いた認定の表示・表明の結果にかかる検証として臨時に行う臨時審査において、IAJapan が必要と認める場合には、この予告期間を短縮することができる。
- (3) IAJapan は、認定プロセスにおいて、適合性評価機関に下記の連絡、確認又は書面による通知を実施しなければならない。
- (a) 資源のレビューの結果、初回審査について時宜を得て実施できない場合の連絡
  - (b) 審査チームメンバー及びオブザーバの氏名及び所属組織の情報の通知
  - (c) 審査日及び計画の確認
  - (d) 書類審査の結果、以降の認定審査等に進まない決定及びその正当性に関する書面による報告
  - (e) 審査結果を記述した報告書の、不当な遅滞なく、定められた期限までの提出
  - (f) 認定の決定及び該当する場合はその正当性の証拠の、不当な遅滞のない、書面による通知

- (g) 認定情報の提供
- (h) 苦情もしくは変更、又は認定の要求事項を満たすためのその他の事項を理由とした臨時審査の可能性についての通知
- (4) IAJapan は、不正行為の証拠がある場合、又は適合性評価機関が意図的に虚偽の情報を提出した場合、若しくは情報を隠蔽した場合、認定取り消しのプロセスを開始する。

### 3.4 苦情及び異議申立て【ISO/IEC 17011:2017 7.12, 7.13】

- (1) 苦情及び異議申立てに関するプロセスは、いかなる利害関係者にも入手可能とする。
- (2) 苦情及び異議申立て者に苦情及び異議申立ての受領を通知し、進捗情報報告と結果を提示し、苦情及び異議申立て処理プロセスの終了を正式に通知する。
- (3) 苦情及び異議申立て者に伝達する内容の決定は、その対象とする活動に関与しなかった者が行うか、レビュー又は承認することを確保する。
- (4) 苦情及び異議申立てに関する調査及び決定の結果、苦情及び異議申立て者に対して、差別的行為を行わない。

### 3.5 機密情報【ISO/IEC 17011:2017 8.1】

認定プロセスの間に得られた又は生じたことにより、IAJapan が入手した有形・無形を問わないすべての情報（以下「認定審査情報」という。）の管理について以下のとおり定める。

- (1) IAJapan は、法令に基づいて行政機関が要求する場合を除き、認定審査情報（適合性評価機関が公開している情報及び苦情処理に係る処理を目的とした情報を除く。）を当該適合性評価機関が所有権を持つ機密情報として取扱う。
- (2) IAJapan は、適合性評価機関の認定審査情報を、当該認定審査情報を用いて認定の決定を行った認定周期の終了日が属する年度の翌年度の4月1日を起点として5年保存し、保存期間の満了日以降に機密が保持された状態で廃棄する。IAJapan による認定審査等が認定の決定に至らなかった場合も同様とする。
- (3) IAJapan は、認定審査情報を扱う要員に対し守秘義務を課すため、当該要員に対して「IAJapan 要員誓約書」への署名を義務づける。また、それらの情報の利用、保存、移送、提供、廃棄にあたって、要員は別途定めるルールに従う。
- (4) IAJapan は、開示を意図している適合性評価機関の情報を、第三者に対して開示する前に当該適合性評価機関に通知する。法令に基づいて適合性評価機関の認定審査情報の開示を求められた場合、IAJapan はその開示を行い、法令が禁止する場合は認定審査情報を開示したことを当該適合性評価機関に通知しない。IAJapan は、適合性評価機関以外の情報源（規制当局を除く）から得られた、当該適合性評価機関に関する情報を、当該適合性評価機関と共有する。ただし、情報源に関する情報は IAJapan の機密とし、情報源が同意した場合を除き、当該適合性評価機関と共有しない。
- (5) IAJapan は、認定機関の多角的承認グループ又は二者間での相互承認維持のために、適合性評価機関に関する認定審査情報を、当該関係者によって構成される評価チームに対して開示する場合は、その評価チームが行う IAJapan の評価にかかる業務を遂行するためにのみ使用し、他の目的に使用又は利用しないことを含めた機密保持に関する誓約を評価チームに提出させる。

### 3.6 情報の公開【ISO/IEC 17011:2017 8.2】

- (1) IAJapan は、次の事項を求めによらず Web で公開し、適切な間隔で更新する。
  - (a) 認定機関に関する情報【ISO/IEC 17011:2017 8.2.1a】
    - 1) 認定機関の運営の根拠となる権限に関する情報

- 2) 認定機関の権利及び義務に関する記述
- 3) 認定機関が財政的支援を得る手段に関する一般的な情報
- 4) 認定機関の認定以外の活動に関する情報
- 5) 認定機関が参加する国際的な承認の取決めに関する情報
- (b) 認定プロセスに関する情報【ISO/IEC 17011:2017 8.2.1b】
  - 1) 認定審査等及び認定プロセスを含む、認定スキームに関する詳細情報
  - 2) 認定の要求事項を含む文書への参照
  - 3) 認定に関する料金についての一般的な情報
  - 4) 適合性評価機関の権利及び義務に関する記述
  - 5) 苦情及び異議申立ての提出及び処理の手順に関する情報
  - 6) 認定シンボルの使用及びその他の認定の表明に関する情報
- (2) 適合性評価機関に関する情報提供【ISO/IEC 17011:2017 8.2.2】

IAJapan は、次の事項を含む適合性評価機関の情報を Web サイト上で公表する。変更届等に伴う情報の変更があった場合は、逐次 Web サイトの内容を更新する。

- (a) 適合性評価機関の名称及び住所
- (b) 認定発効日
- (c) 認定範囲(詳細な範囲)
- (3) 認定要求事項変更に係る公表等【ISO/IEC 17011:2017 8.2.3】

IAJapan は、認定要求事項のいかなる変更についても、その適用前にインターネット・ホームページ等を通じて公表するとともに、変更の影響を受ける可能性のある適合性評価機関に対してその旨を通知し、また、変更への対応が困難な適合性評価機関にはその報告を求める。ただし、法律的要求事項に関わるものについてはこの限りではない。なお、変更の決定、適用については、当該変更に係る利害関係者からの意見を考慮した上で決定し、これを適用する。

- (4) 認定要求事項変更に係る検証【ISO/IEC 17011:2017 8.2.4】

IAJapan は、認定要求事項などの変更に対応するため適合性評価機関によってとられた処置が適切に実施されたものであることを検証する。

### 3. 7 越境認定に係る方針

IAapan は、海外適合性評価機関からの申請があった場合は、グローバル認定協力機構の越境認定に係る文書を考慮しつつ、海外適合性評価機関及び該当する海外認定機関と必要な調整を行う。

### 3. 8 グローバル認定協力機構 及び APAC のルールに対する遵守

IAJapan は、グローバル認定協力機構及び APAC が定めた方針、規則、手順等に遅滞なく適合すること。

特に認定機関ロゴ並びに ILAC MRA マーク又は IAF MLA マークを組み合わせで使用する場合には、国際認定組織の定めた方式、規則、手順 (Global Accreditation Cooperation Incorporated-MRA-001 及び ILAC R7:2015 又は IAF ML2:2023) に適合すること。

#### 附則

この規程は、2019 年 1 月 1 日から適用する。

#### 附則

この規程は、2020 年 7 月 8 日から適用する。

#### 附則

この規程は、2026 年 2 月 5 日から適用する。

附則

この規程は、2026 年 4 月 1 日から適用する。

以上